

災害復旧工事に係る入札契約事務処理試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第7条第1項第3号の規定に基づき、災害時において県が発注する災害復旧事業に係る入札及び契約の特例について定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 災害復旧事業 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号。次において「法」という。）第2条第2項に定める災害復旧事業をいう。
- 二 応急仮工事 災害復旧事業のうち法、法施行令、法施行規則その他関係法令による査定（次号において「査定」という。）を待たずに被災した施設の効用を最小限必要な範囲で確保する工事をいう。
- 三 応急本工事 災害復旧事業のうち査定を待たずに被災した施設を短期間に原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において従前の効用を復旧するための施設とすることを含む。）工事をいう。

(効力)

第3条 災害復旧事業に係る入札及び契約については、この要領の規定が一般競争入札事務処理要領等の入札又は契約に関する規定と抵触する場合には、この要領の規定が優先する。

(随意契約の方式により契約を締結する場合)

第4条 災害協定（建設業者団体その他の者との災害応急対策又は災害復旧に関する工事の実施に関する協定をいう。次項第二号及び次条第1項第二号において同じ。）に基づき実施する応急仮工事については、随意契約の方法により契約を締結するものとする。ただし、被災箇所について保守又は修繕に関する契約が締結されており、当該保守又は修繕に関する契約で対応ができる場合は、この限りでない。

2 前項の随意契約は、次に掲げる事項を総合的に考慮して早期かつ確実に履行ができると認められる者を契約の相手方としなければならない。

一 履行の確実性に資する次に掲げる事項

ア 履行に係る人員、設備等の体制

イ 本店等の所在地

ウ 業者の被害状況

エ 被災箇所を含む近隣の場所における工事又は業務の実績

オ 同種の工事又は業務の実績

二 災害協定の締結の状況

3 第1項の随意契約の方法により契約を締結する場合は、その契約価額が工事の施工又は業務の履行にあたり要求される技術の水準、経済性、緊急性等の観点から不合理なものとならないよう留意するものとする。

4 第1項の随意契約の方法により契約を締結する場合であって、迅速に見積依頼及び契約に係る手続を行ううえで必要があると認めるときは、臨時に建設工事入札執行会議（山梨県建設工事等入札制度合理化対策要綱第6に定める建設工事入札執行会議をいう。）の開催を求めることができる。

5 発注者は、第1項の随意契約の方法による時の見積期間について、必要があると認めるときは、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条第1項の規定による期間の短縮を行うものとする。

（指名競争入札の方式により契約を締結する場合）

第5条 次の各号に掲げる災害復旧事業については、指名競争入札の方法により契約を締結するものとする。

一 応急本工事

二 災害復旧事業のうち予定価格が三千万円未満の工事（応急仮工事及び応急本工事を除く。）

2 前項に定めるもののほか、災害復旧事業のうちその性質又は目的により競争に加わるべきものが少数で一般競争入札に付する必要がないものについては、指名競争入札の方法により契約を締結することができる。

3 第1項又は第2項の規定により指名競争入札を行う場合であって、入札に参加する者を指名しようとするときは、山梨県建設工事等指名選定要領（次項において「指名選定要領」という。）第3条に定めるところによるほか、

前条第2項に掲げる事項を考慮するものとする。

- 4 第1項又は第2項の規定により指名競争入札を行う場合であって、迅速に入札及び契約に係る手続を行ううえで必要があると認めるときは、随時建設工事入札執行会議（山梨県建設工事等入札制度合理化対策要綱第6に定める建設工事入札執行会議をいう。）の開催を求めることができる。
- 5 前条第4項及び第5項の規定は、第1項及び第2項の場合に準用する。この場合において、同条第4項中「見積依頼」とあるのは、「入札」と読み替えるものとする。
- 6 その他指名選定に関する事務の取扱いについては、指名選定要領に定めるところによる

（総合評価落札方式一般競争入札の方式により契約を締結する場合）

第6条 災害復旧事業のうち予定価格が三千万円以上の工事について、総合評価落札方式（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。以下この条において同じ。）による一般競争入札の方法により契約を締結しようとする場合の当該総合評価落札方式の種類は、山梨県建設工事総合評価実施要領第3条の規定にかかわらず、特別簡易型（I）を選定するものとする。

- 2 前項の規定に基づき総合評価落札方式による一般競争入札の方法により契約を締結する場合であって、業種が土木一式工事であるものに係る入札参加資格に係る本店所在地は、一般競争入札参加資格設定要領3（1）の規定にかかわらず、別表のとおりとする。
- 3 前項に規定するもののほか、第1項の規定に基づく総合評価落札方式による一般競争入札の方法により契約を締結する場合における入札参加資格は、一般競争入札参加資格設定要領に定めるところによる。
- 4 第4条第4項及び第5項の規定は、第1項及び第2項の場合に準用する。この場合において、同条第4項中「見積依頼」とあるのは、「入札」と読み替えるものとする。
- 5 発注者は、その他災害復旧工事等について総合評価落札方式による一般競争入札の方法により契約を締結しようとする場合は、総合評価落札方式一般競争入札における評価項目の簡素化その他の方法により入札手続の迅速化及

び簡素化に努めるものとする。

(既存の工事等の中止)

第7条 発注者は、災害復旧事業による工事の施工及び業務の履行を円滑に行うにあたり必要があると認めるときは、次の表の対象欄に掲げる案件について、それぞれ同表の対応欄に定める措置を行うものとする。

対 象	対 応
災害の発生の際既に落札者として決定し、又は契約を締結している案件	受注者に対し建設工事請負契約約款等に基づく中止の通知
入札公告又は見積依頼通知を行っており、かつ、入札又は見積書の提出を行っていない案件	案件の取り止め

- 2 災害復旧事業について一般競争入札又は指名競争入札の方法により契約を締結しようとする場合において、確実かつ早急に当該その他災害復旧工事等を施工し、又は実施するうえで必要があると認めるときは、発注者は、当該その他災害復旧工事等について落札者として決定をされた者が当該決定をされる前に県と契約を締結した工事又は委託について中止を命じることができる。この場合においては、入札公告において、落札者として決定をされた者が県と既に契約を締結した工事又は業務については中止を命じることがある旨の条件を付すものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和元年12月 1日から施行する。
(見直し)
- 2 この要領については、この要領の施行の日から3年を目途に、この要領の施行の状況を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

別表

予定価格	本店所在地
八千万円以上	各建設事務所管内
八千万円未満	<p>次の各号に掲げる市町村の区分に従い、それぞれ当該各号に定める旧土木事務所の管轄区域とする。</p> <p>一 甲府市、南アルプス市、甲斐市、中央市及び中巨摩郡昭和町で施工する場合 旧甲府土木事務所の管轄区域（甲府市、南アルプス市、甲斐市、中央市及び中巨摩郡昭和町の区域をいう。）</p> <p>二 山梨市及び甲州市で施工する場合 旧塩山土木事務所の管轄区域（山梨市及び甲州市の区域をいう。）</p> <p>三 笛吹市で施工する場合 旧石和土木事務所の管轄区域（笛吹市の区域をいう。）</p> <p>四 西八代郡市川三郷町、南巨摩郡身延町（旧下部町及び旧中富町の区域に限る。）及び南巨摩郡富士川町で施工する場合 旧市川土木事務所の管轄区域（西八代郡市川三郷町、南巨摩郡身延町（旧下部町及び旧中富町の区域に限る。）及び南巨摩郡富士川町の区域をいう。）</p> <p>五 南巨摩郡早川町、南巨摩郡身延町（旧下部町及び旧中富町の区域を除く。）及び南巨摩郡南部町で施工する場合 旧身延土木事務所の管轄区域（南巨摩郡早川町、南巨摩郡身延町（旧下部町及び旧中富町の区域を除く。）及び南巨摩郡南部町の区域をいう。）</p> <p>六 韮崎市及び北杜市で施工する場合 旧韮崎土木事務所の管轄区域（韮崎市及び北杜市の区域をいう。）</p>

	<p>七 富士吉田市、都留市、南都留郡道志村、南都留郡西桂町、南都留郡忍野村、南都留郡山中湖村、南都留郡鳴沢村及び南都留郡富士河口湖町で施工する場合 旧都留土木事務所の管轄区域（富士吉田市、都留市、南都留郡道志村、南都留郡西桂町、南都留郡忍野村、南都留郡山中湖村、南都留郡鳴沢村及び南都留郡富士河口湖町の区域をいう。）</p> <p>八 大月市、上野原市、北都留郡小菅村及び北都留郡丹波山村で施工する場合 旧大月土木事務所の管轄区域（大月市、上野原市、北都留郡小菅村及び北都留郡丹波山村の区域をいう。）</p>
--	---